

第152回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 7981

タカラスタANDARD株式会社

- 開催日時

2026年6月24日(水曜日)午前10時

- 開催場所

大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号
当社本社南館4階会議室

末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。

- 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

水まわりって、大切だから

Takara standard

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2026年6月23日(火曜日)午後5時50分まで

Philosophy

企業理念

タカラスタンドードにとって大切な3つの“Standard”

Living Standard 住生活水準

タカラスタンドードは、「水まわり設備機器」と「ホーロー技術」の進化を通じて、より多くの方がより心地良い暮らしを楽しめるようにお手伝いします。

Ethical Standard 倫理規範

タカラスタンドードは、「社会との調和」、「社員の幸せ」、「環境への配慮」を大前提に、持続的な利益成長の実現を目指します。

Quality Standard 品質基準

タカラスタンドードは、お客様の「信頼」が最も重要な会社の資産であると考え、製品・サービスの品質向上をすべてに優先させます。

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は創業以来ホーローにこだわり、皆様の心地よい暮らしの実現に貢献し、キッチンを始めとする総合住宅設備機器のトップメーカーとしてのポジションを確立してまいりました。

人口減少に伴う新設住宅着工戸数の減少など、当社を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような環境下において更なる成長を図るべく、2024年5月に「中期経営計画2026」（3ヵ年計画）を策定し、「変革への再挑戦」をテーマに、収益力の強化と持続的成長を実現する基盤構築を進めております。2年目となる2026年3月期の業績につきましては、新築向けの販売を中心に堅調に推移したことにより、売上高・各利益とも過去最高を達成いたしました。特に重要なKPIとしている営業利益に関しては、12期振りに過去最高を更新しており、収益力の強化が進んでおります。

また、課題と認識する資本効率におきましても、投資家の方々との対話も踏まえ改善の余地があると判断し、昨年5月に中期経営計画の財務戦略をアップデートいたしました。配当性向は50%、自己株式取得は前期・当期の2年間で約220億円とし、これらの取り組みや基本戦略の推進によりROE 8%の達成を目指してまいります。

株式市場からの評価として強く意識している株価は、上述のとおり好調な業績や財務戦略の刷新もあり、直近では大きく上昇しております。その結果、長期間にわたり0.5～0.7倍程度で低迷していたPBRも、一つの目安となる1倍付近まで向上いたしました。大きな進展であると評価する一方、1倍はあくまでも上場企業としてのスタートラインに過ぎないと認識しております。

今後もより積極的に資本市場と向き合った経営を推進し、更なる企業価値向上を目指してまいりますので、株主の皆さまには一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長
取締役会議長
渡辺 岳夫



代表取締役社長
社長執行役員
小森 大



証券コード：7981

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株主各位

大阪市城東区鳴野東1丁目2番1号
タカラスタンダード株式会社
代表取締役社長 小森 大

第152回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第152回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

■当社ウェブサイト

https://www.takara-standard.co.jp/company/ir/shareholders_meeting/



■東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカラスタンダード」又は「コード」に当社証券コード「7981」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

■株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7981/teiji/>



当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができません。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使についてのご案内（5頁及び6頁）をご参照のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時50分までに議決権をご行使いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時
2	場 所	大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号 当社本社南館4階会議室 （末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 第152期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、前頁の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。なお、上記の各書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に
対する賛否をご表示のうえ、ご返送
ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時50分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページのご案内に従って、各議案
に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

（印刷欄）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに各議案に対する賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第4号・第5号議案

- 賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

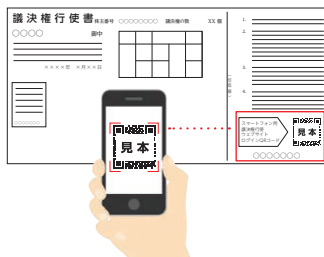
- 代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るものとさせていただきます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

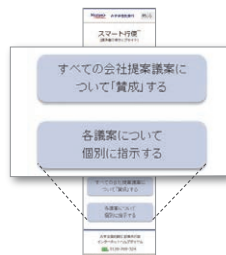
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

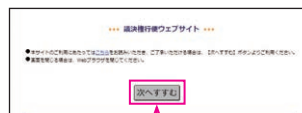
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

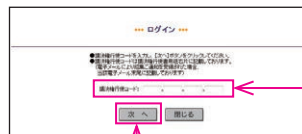
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

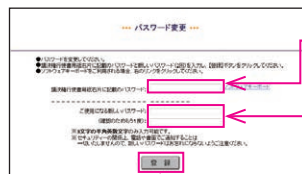
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

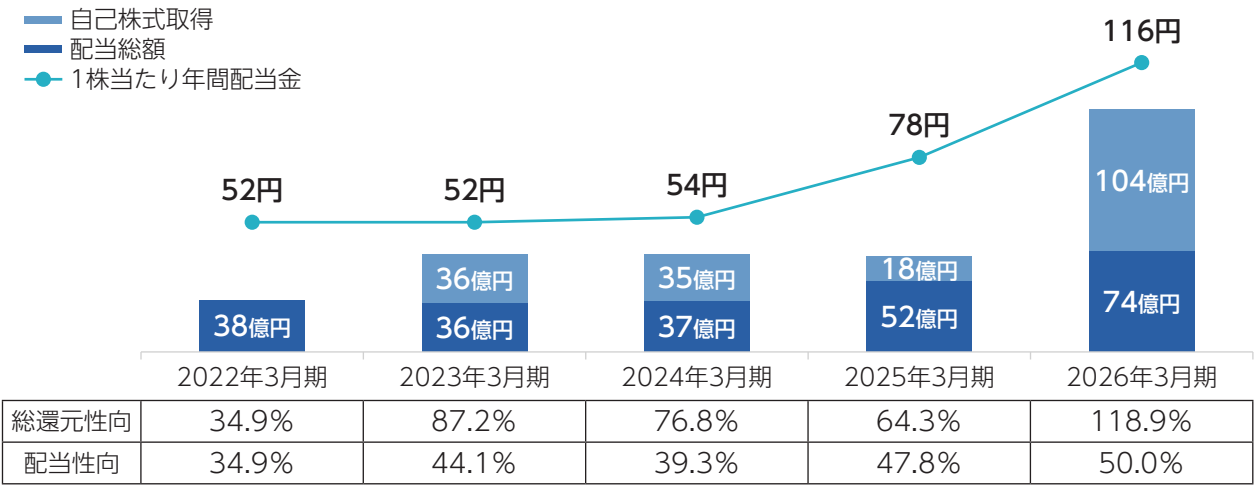
議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第 1 号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況と今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類
	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額
	当社普通株式 1 株につき金66円 配当総額 4,173,254,580円
3	剰余金の配当が効力を生じる日
	2026年 6 月25日

(ご参考) 株主還元の状況



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的の変更等を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び株主の皆様からの信任の機会の増加によるコーポレートガバナンスの一層の強化を目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は、変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 住宅設備機器及び建築材料の製造並びに売買 2. 珐瑯製品其原料及び化学製品の製造並びに売買 3. 金属類の機械器具の製造並びに売買 <u>4. 化粧品及び化学薬品（劇毒物ヲ含ム）の製造売買並びに輸入</u> <u>5. 住宅並びに土地の売買及び各種建設工事の設計施工、請負</u> <u>6. 土地、建物の賃貸借・管理及び開発</u> <u>7. 有価証券の売買、保有および運用</u> <u>8. 以上の事業に関連する附帯事業</u> <u>9. 前記各号に関連する事業への投資</u>	(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (削 除) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) (削 除) <u>6. その他適法な一切の事業</u> (削 除)
(任 期) 第21条 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。但し、補欠によって選任された取締役は前任者の残任期間と同一とする。	(任 期) 第21条 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第3号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役白坂佳道、吉川秀隆、澤村環の3氏は任期満了となります。

また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年となり、取締役渡辺岳夫、小森大、井東洋司、前田和美、飯村幸生の5氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1 再任		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
		1994年 7 月 当社入社 1997年 6 月 当社取締役 1999年 6 月 当社常務取締役 2001年 6 月 当社専務取締役 2003年 5 月 当社代表取締役社長 2012年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2024年 4 月 当社代表取締役会長（現在）
わた なべ たけ お 渡 辺 岳 夫		
生年月日	1958年 7 月 14 日生	
性別	男性	
所有する当社の株式数	553,600株	

取締役候補者とした理由

渡辺岳夫氏は、長年にわたり代表取締役社長及び会長として経営の舵取りを担い、当社の持続的な成長を牽引してまいりました。直近では、資本効率を重視した新株主還元方針の策定やROE向上に向けた抜本的な経営改革を主導し、企業価値の最大化に向けた明確な指針を示しております。引き続き、当社の持続的な成長と、全てのステークホルダーから信頼・尊敬される企業を目指すうえで、重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

再任



こもり まさる
小森 大

生年月日 1970年11月19日生

性別 男性

所有する当社の株式数 22,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 3 月 当社入社
2019年 4 月 当社東京支社長
2020年 4 月 当社執行役員 東京支社長
2023年 4 月 当社常務執行役員 東京支社長
2023年 6 月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長
2024年 4 月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

小森大氏は、2024年4月の社長就任以来、「中期経営計画2026」のテーマである「変革への再挑戦」のもと、収益構造改革や業務の合理化、DXの推進や人的資本への投資を通じて、中期経営計画の達成に向けた経営基盤の構築を主導してまいりました。引き続き、当社の持続的な成長と、全てのステークホルダーから信頼・尊敬される企業を目指すうえで、重要事項の意思決定や業務執行に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3 月 当社入社
2017年 4 月 当社執行役員 総務部長
2021年 6 月 当社常務執行役員 管理本部人事部管掌兼総務部管掌
2024年 4 月 当社専務執行役員 管理本部長
2024年 6 月 当社取締役 専務執行役員 管理本部長
2026年 4 月 当社取締役 副社長執行役員 管理本部管掌（現在）

しら さか よし みち
白 坂 佳 道

生年月日 1961年9月17日生

性別 男性

所有する当社の株式数 12,000株

取締役候補者とした理由

白坂佳道氏は、管理本部長として、当社の経営基盤の強化に尽力してまいりました。2024年度に導入した新人事制度の定着及び人的資本経営の深化において中心的な役割を果たしてまいりました。また、人員配置の最適化、業務の効率化・平準化とエリア全体での戦略共有・実行体制強化を目的としたエリアマネジメントを推進してまいりました。今後も当社の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月 タカラベルモント(株)入社
1983年 6 月 同社取締役
1987年 6 月 同社常務取締役
1989年10月 同社代表取締役社長
1996年 6 月 当社取締役（現在）
1999年 6 月 タカラベルモント(株) 代表取締役会長兼社長（現在）

よし かわ ひで たか
吉 川 秀 隆

生年月日 1949年 8月17日生

性別 男性

所有する当社の株式数 232,250株

取締役候補者とした理由

吉川秀隆氏は、長年にわたり事業会社の代表として卓越したリーダーシップを発揮し、経営全般に関する豊富な知識と経験を有しております。グローバルな視点でのものづくりや、サステナビリティと革新を両立させる同氏の知見は、当社の持続的な成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

5

再 任

社 外

独 立



まえ だ かず み
前 田 和 美

(戸籍上の氏名：中出 和美)

生年月日 1965年 9月22日生

性別 女性

所有する当社の株式数 600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 5 月 日本ハイアット(株)入社
2016年 8 月 同社人事・総務担当リージョナルヴァイスプレジデント
2018年 4 月 同社取締役
2023年 6 月 当社取締役（現在）
2024年 6 月 東急不動産(株)社外取締役
2025年 6 月 東急不動産ホールディングス(株)社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田和美氏は、事業会社において国内外を問わず人事・総務、事業開発・開業プロジェクトを遂行するなど、企業経営に係る豊富な知識と経験を有しており、また、D E & I、グローバルの分野においても、引き続き独立、公正な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるとともに、当社の業務遂行の監督の役割に適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

6

再任

社外

独立



さわ むら たまき
澤 村 環

生年月日 1962年10月3日生
性別 女性
所有する当社の株式数 200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 8 月 ネスレ日本(株)入社
1991年 7 月 アサツーインターナショナル(株)入社
1992年10月 (株)電通東日本入社
2007年10月 アフラック生命保険(株)入社
2015年 1 月 同社執行役員
2023年 1 月 同社顧問
2023年 8 月 ホームサーブ(株)顧問（現在）
2024年 6 月 当社取締役（現在）
2024年 6 月 森永製菓(株)社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澤村環氏は、事業会社においてマーケティング・プロモーション・商品開発プロジェクト等を遂行し、企業経営に係る豊富な知識と経験を有しており、また、DE&I、DX推進等の分野においても知見を有していることから、引き続き独立、公正な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるとともに、当社の業務遂行の監督の役割に適任であると判断し、社外取締役候補者としました。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

7

再任

社外

独立



いい むら ゆき お
飯 村 幸 生

生年月日 1956年6月17日生

性別 男性

所有する当社の株式数 100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 東芝機械(株) (現芝浦機械(株)) 入社
2006年 6 月 同社取締役
2009年 6 月 同社代表取締役社長
2017年 4 月 同社代表取締役会長
2017年 5 月 一般社団法人日本工作機械工業会会長
2024年10月 静岡県教育委員会 教育委員 (現在)
2025年 6 月 当社取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯村幸生氏は、事業会社の代表取締役社長及び会長を歴任し、経営改革や技術革新を推進、また、製造業の業界団体の会長として、業界全体の発展に努めるなど、その豊富な経営経験と深い業界知識を有しており、引き続き独立、公正な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるとともに、当社の業務遂行の監督の役割に適任であると判断し、社外取締役候補者としました。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前田和美氏、澤村環氏及び飯村幸生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、前田和美氏、澤村環氏及び飯村幸生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、吉川秀隆氏、前田和美氏、澤村環氏及び飯村幸生氏と損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。
- 各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者		略歴、地位及び重要な兼職の状況	
新 任		1984年 3 月	当社入社
		2010年 4 月	当社東京支社総務部長
		2013年 6 月	当社経理部長
		2016年 4 月	当社執行役員 経理部長
		2022年 4 月	当社執行役員 管理本部経理部管掌兼管理本部財務部管掌
		2025年 1 月	当社執行役員 管理本部財務企画部管掌兼管理本部 I R 部管掌
		2026年 4 月	当社執行役員 管理本部財務企画部管掌（現在）
うめ だ かおる 梅 田 馨			
生年月日		1961年 2月26日生	
性別		男性	
所有する当社の株式数		15,200株	

監査役候補者とした理由

梅田馨氏は、経理・財務部門の責任者を長年務め、財務・会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。また、I R部門の責任者としてステークホルダーに対する適切な情報開示を統括してまいりました。社内実務及び内部事情を熟知しており、その高い計数管理能力に基づいた公正かつ客観的な監査、並びに市場の要請を汲み取った客観的な視点での監査体制の強化や、経営層との建設的な対話を通じて適切な助言を行うことが期待できることから、監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 梅田馨氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、梅田馨氏の選任が承認された場合は、同氏と損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、梅田馨氏の選任が承認された場合は、同氏と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。
- 梅田馨氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、「中期経営計画2026」の実現に向け、当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定し、スキルマトリックスとして整理しました。

氏名	役職	性別	企業 経営	財務・ 会計	コンプライアンス・ リスクマネジメント	グローバル	営業・ マーケティング	人事 戦略	調達・ 製造・ 物流	DX・IT	ESG
渡辺 岳夫	代表取締役会長	男性	○	○		○			○		○
小森 大	代表取締役社長 社長執行役員	男性	○	○		○	○				○
白坂 佳道	取締役 副社長執行役員	男性	○	○	○			○			
吉川 秀隆	取締役	男性	○		○	○	○				○
前田 和美	取締役 (独立社外)	女性				○		○			
澤村 環	取締役 (独立社外)	女性					○			○	
飯村 幸生	取締役 (独立社外)	男性	○	○		○			○		○
近藤 裕	常勤監査役 (独立社外)	男性		○	○			○		○	
波田 博志	常勤監査役	男性		○	○		○				
梅田 馨	常勤監査役	男性		○	○						
藤田 さえ子	監査役 (独立社外)	女性		○	○						○

※各人が保有するスキル等のうち、主なものに○印を付けております。なお、上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案

取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の当社第142回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定いたしたいと存じます。なお、本譲渡制限付株式の割当ては、上記目的、当社の業況、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、また、本議案をご承認いただいた場合には、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しておりますが、当該決定方針に沿うものでもあり、その内容は相当であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は8名（うち非業務執行取締役4名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は7名（うち非業務執行取締役4名）となり、対象取締役は3名となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及びエグゼクティブフェローのいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及びエグゼクティブフェローのいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又はエグゼクティブフェローのいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及びエグゼクティブフェローのいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

当該変更後の取締役（非業務執行取締役を除く。）の報酬は、会社業績と職責を反映させた体系とし、月例報酬である基本報酬と、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬（賞与）、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬の３種類で構成されます。

非業務執行取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、基本報酬のみといたします。

なお、各報酬の割合は、業績指標のうち連結売上高、連結営業利益の目標に対する達成率及び連結売上高営業利益率の各々に対応する評価ランクが標準ランクである場合に、基本報酬60%、業績連動報酬30%、譲渡制限付株式報酬10%となるように設定いたします。

また、当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及びエグゼクティブフェローに対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当該事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資の持ち直しに加え、インバウンド需要の増加などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中東情勢を中心とした地政学リスクの増大や米国の通商政策をめぐる動向など、先行きは不透明な状況であります。

住宅市場におきましては、2025年4月の建築基準法等改正の影響もあり、新設住宅着工戸数は戸建・マンションとも同法改正前後で不安定な推移をしたことに加え、リフォーム需要も力強さに欠ける状況が継続いたしました。

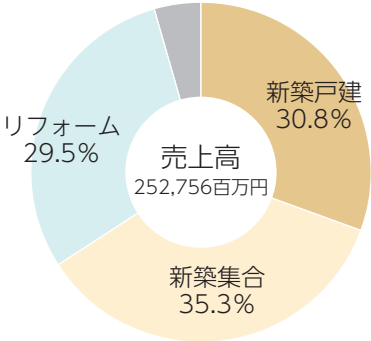
このような事業環境の下、当社グループは、2024年度を初年度とする3ヵ年計画「中期経営計画2026」を策定いたしました。「変革への再挑戦」をテーマに、収益構造改革・財務戦略・サステナビリティ戦略の3つを成長戦略の柱とし、各種施策の効果創出による収益力強化と持続的成長を実現する基盤構築への取り組みを推進しております。

以上の結果、新築住宅向けの販売が戸建・集合ともに好調に推移したことにより、当連結会計年度における売上高は2,527億5千6百万円（前期比3.9%増）となりました。利益面では、販売単価の上昇や合理化・コストダウンの推進の継続により、営業利益190億8千3百万円（同22.1%増）、経常利益196億7千7百万円（同22.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益150億7千3百万円（同35.9%増）となりました。なお、売上高及び各利益とも過去最高を記録しております。

市場別と製品部門別の状況は次のとおりであります。

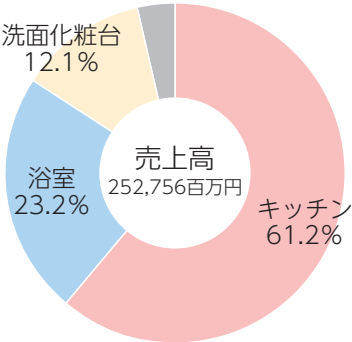
市場別売上高

区分		2024年度 第151期		2025年度 第152期 (当連結会計年度)		前期比 増減率 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
新築	戸建	74,858	30.8	77,878	30.8	4.0
	集合	84,542	34.7	89,272	35.3	5.6
リフォーム		72,743	29.9	74,522	29.5	2.4
合計※		243,380	100.0	252,756	100.0	3.9



製品部門別売上高

区分		2024年度 第151期		2025年度 第152期 (当連結会計年度)		前期比 増減率 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
キッチン		149,080	61.3	154,762	61.2	3.8
浴室		55,782	22.9	58,735	23.2	5.3
洗面化粧台		28,699	11.8	30,574	12.1	6.5
合計※		243,380	100.0	252,756	100.0	3.9



※各合計にはその他の売上高が含まれております。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は242億7千1百万円となり、その内訳は生産・物流関係で183億5千9百万円、営業関係等で59億1千1百万円となっております。主なものといたしましては、福岡工場の新棟建設などの生産能力増強及び生産性向上への投資、ＩＴ関連投資等がございます。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資・社債発行による資金調達はございません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はございません。

(2) 対処すべき課題

住宅市場におきましては、2025年4月の建築基準法等改正の影響もあり、新設住宅着工戸数は戸建・マンションとも同法改正前後で不安定な推移をしたことに加え、リフォーム需要も力強さに欠ける状況が継続いたしました。

当社グループにおきましては、不安定な国際情勢や資材・エネルギー価格の高騰等の長期化により、製造・物流コスト負担が増加するなど、企業経営における環境は厳しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社グループは2024年度を初年度とする3ヵ年計画「中期経営計画2026」を策定いたしました。「変革への再挑戦」をテーマに収益構造改革、財務戦略、サステナビリティ戦略の3つを成長戦略の柱とし、各種施策の効果創出による収益力強化と持続的成長を実現する基盤構築のため以下の点に取り組んでおります。

1. 収益構造改革

国内住宅設備関連事業を中心にデジタル技術の活用による生産性の向上とマネジメントの強化、さらなる自動化・省人化を推進する。

また新規売上の拡大のため、海外事業や新規事業を加速させ、新たな成長基盤を構築する。

2. 財務戦略

持続可能な成長基盤の構築に向けて、成長投資や経営基盤強化等に資本を積極的に配分するとともに、財務の健全性を維持しながら、株主還元の充実を図る。

3. サステナビリティ戦略

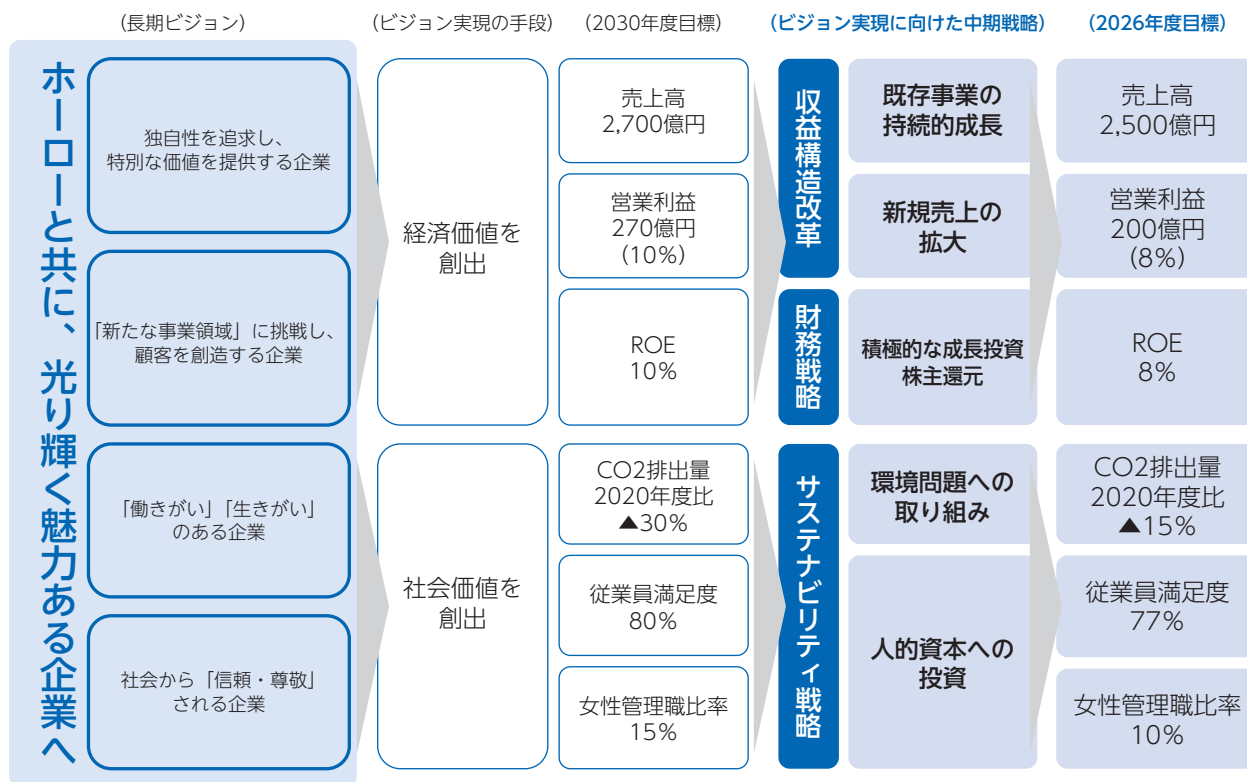
気候変動問題をはじめとする環境問題への取り組みを強化するとともに、人財開発・組織開発など人的資本の強化を図る。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

テーマ「変革への再挑戦」

長期ビジョン『ホーローと共に、光り輝く魅力ある企業へ』の実現に向け、「変革への再挑戦」を掲げ、「収益力強化」と「持続的成長を実現する基盤構築」に取り組む。

中期経営計画2026



※詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(https://www.takara-standard.co.jp/ir/management_policy_and_strategy/)

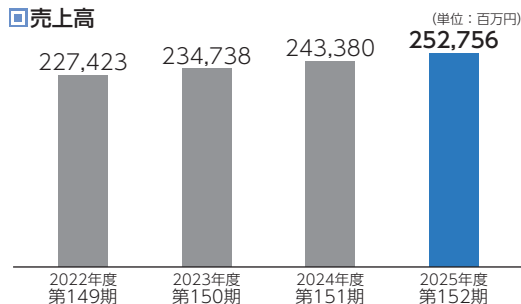
(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

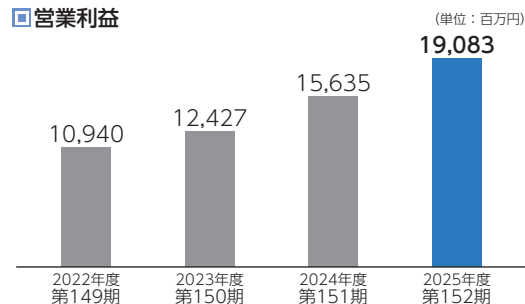
	2022年度 第149期	2023年度 第150期	2024年度 第151期	2025年度 第152期 (当連結会計年度)
売上高	227,423	234,738	243,380	252,756
営業利益	10,940	12,427	15,635	19,083
経常利益	11,490	12,792	16,005	19,677
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,417	9,500	11,090	15,073
1株当たり当期純利益	117円79銭	137円30銭	163円15銭	231円89銭
総資産	279,878	268,675	276,914	285,152
純資産	181,516	187,398	194,509	196,325

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

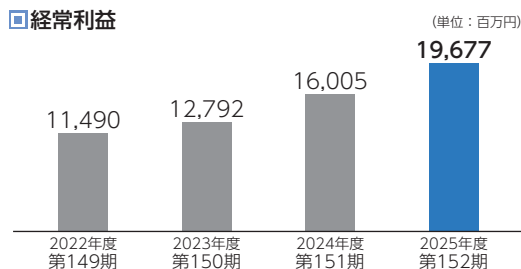
売上高



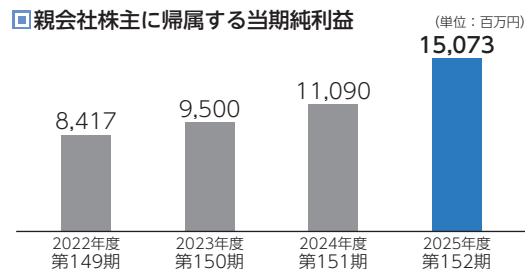
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当する事項はございません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
タカラ化工(株)	10 ^{百万円}	100 [%]	プラスチック成型品・複合材料の製造

(注) タカラ物流サービス(株)は、2025年12月18日をもって清算終了しました。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

部 門	主 要 製 品
住宅設備関連	キッチン、浴室、洗面化粧台、トイレ、給湯器、ホーロー内外装材、フリット 等

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

①当 社

主要な営業所及び工場		所 在 地
本	社	大阪市城東区鷗野東1丁目2番1号
支	社	北海道（札幌市）、東北・東北特販（仙台市）、北関東（さいたま市）、東関東（千葉市）、東京・関東特販（新宿区）、東日本直需（川口市）、横浜、北信越・北信越特販（金沢市）、中部・中部特販・中部直需（名古屋市）、関西・関西特販・西日本直需（東大阪市）、中四国・中四国特販（広島市）、九州・九州特販・九州直需（福岡市）
海 外	支 店	台湾（台北市）
工	場	鹿島（神栖市）、関東（八千代市・加須市）、新潟（長岡市）、三島（三島市・長泉町）、岐阜（可児市）、名古屋、知多（半田市）、北陸（津幡町・砺波市）、滋賀（甲賀市・関市）、びわこ（東近江市）、大阪、和歌山（かつらぎ町）、福岡・鞍手（鞍手町）



②子会社

会 社 名	所 在 地
タカラ化工(株)	本社（滋賀県湖南市）

(注) タカラ物流サービス(株)は、2025年12月18日をもって清算終了しました。

（７）従業員の状況（2026年 3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,505名	55名減	41歳 1 ヲ月	14年 8 ヲ月

（注）従業員数には、臨時従業員である契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員は除いております。

（８）主要な借入先（2026年 3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
(株) 横 浜 銀 行	2,000
(株) 常 陽 銀 行	1,040
(株) み ず ほ 銀 行	775
(株) 三 菱 U F J 銀 行	350
(株) 三 井 住 友 銀 行	175

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 150,000,000株
- ②発行済株式の総数 63,361,494株 (自己株式130,364株を含む)
(注) 2026年3月に自己株式3,891,500株の消却を行いました。
- ③株主数 9,240名
- ④大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
タカラベルモントアセットマネジメント(株)	6,500	10.28
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,895	9.32
タカラスタンダード持株会	5,308	8.40
タカラスタンダード社員持株会	3,574	5.65
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,697	4.27
(株) 横 浜 銀 行	2,179	3.45
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,045	3.23
(株) 常 陽 銀 行	1,296	2.05
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,237	1.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,202	1.90

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

1) 取締役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況
代表取締役会長	渡 辺 岳 夫	取締役会議長	12／12回
代表取締役社長 社長執行役員	小 森 大		12／12回
代表取締役 副会長執行役員	井 東 洋 司	TDX推進本部管掌兼生産本部管掌兼ロジスティクス本部管掌	12／12回
取締役 専務執行役員	白 坂 佳 道	管理本部長	12／12回
取 締 役	吉 川 秀 隆	タカラベルモント(株) 代表取締役会長兼社長	11／12回
取 締 役	前 田 和 美	東急不動産ホールディングス(株) 社外取締役	12／12回
取 締 役	澤 村 環	森永製菓(株) 社外取締役 ホームサーブ(株) 顧問	12／12回
取 締 役	飯 村 幸 生	静岡県教育委員会 教育委員	9／9回

2) 監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
常 勤 監 査 役	近 藤 裕		12／12回	14／14回
常 勤 監 査 役	波 田 博 志		12／12回	14／14回
監 査 役	藤 田 さえ子		9／9回	10／10回

- (注) 1. 取締役前田和美氏、澤村環氏及び飯村幸生氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役近藤裕氏及び監査役藤田さえ子氏は社外監査役であります。
3. 取締役前田和美氏、澤村環氏及び飯村幸生氏、常勤監査役近藤裕氏、監査役藤田さえ子氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出を行っております。
4. 取締役飯村幸生氏は、2025年6月25日開催の第151回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
5. 監査役藤田さえ子氏は、2025年6月25日開催の第151回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数も他の監査役と異なります。
6. 取締役白坂佳道氏は、2026年4月1日付で専務執行役員から副社長執行役員に就任しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③補償契約の内容の概要

当社は、取締役渡辺岳夫氏、小森大氏、井東洋司氏、白坂佳道氏、吉川秀隆氏、前田和美氏、澤村環氏及び飯村幸生氏並びに監査役近藤裕氏、波田博志氏及び藤田さえ子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。

⑤取締役及び監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえて、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会が審議・答申していることから、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりとなります。

a. 報酬等の構成

取締役（非業務執行取締役を除く）の報酬は、会社業績と職責を反映させた体系とし、月例報酬である基本報酬と、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬（賞与）、長期インセンティブとしての役員持株会の3種類で構成する。

非業務執行取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

なお、市場競争力を担保するため、毎年、外部機関の役員報酬に関する調査を用いて、個人別の報酬額の水準の妥当性を検証する。

b. 基本報酬

取締役役位及び兼務する執行役員役位に応じて設定された固定の月例報酬とする。

c. 業績連動報酬

取締役（非業務執行取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率である。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためである。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定する。

取締役（非業務執行取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定する。

d. 役員持株会

取締役（非業務執行取締役を除く）に支給する月例報酬のうち、一定額を役員持株会への拠出により当社株式の取得に充てる。また、役員持株会を通じて取得した株式は、在任期間中及び退任後1年間は継続して保有することで、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに株主との価値共有を進める。

e. 報酬等の割合

業績指標のうち連結売上高、連結営業利益の目標に対する達成率、及び連結売上高営業利益率の各々に対応する評価ランクが標準ランクである場合に、月例報酬のうち一定額を役員持株会へ拠出することで、基本報酬60%、業績連動報酬35%、役員持株会5%となるように設定する。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		月例報酬		業績連動報酬	
		基本報酬	役員持株会		
取締役 (うち社外取締役)	276百万円 (26百万円)	195百万円 (26百万円)	13百万円 (－)	67百万円 (－)	10名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	49百万円 (26百万円)	49百万円 (26百万円)	－ (－)	－ (－)	5名 (3名)

(注) 1. 上記には、2025年6月25日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

2. 業績連動報酬に関する事項

取締役（非業務執行取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率であります。当該指標を選定した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためであります。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。

取締役（非業務執行取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定しております。

なお、当事業年度の連結売上高及び連結営業利益は「1.（3）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、連結売上高営業利益率は7.6%であります。

3. 報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第142回定時株主総会の決議により年額4億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役2名）であります。

また、監査役の報酬額は、同定時株主総会の決議により年額7千万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

4. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、役割と独立性の観点から月例報酬である基本報酬のみで構成しており、株主総会で決議された報酬額の枠内で、各監査役の職務と責任に応じて、監査役の協議により決定しております。

⑥社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と兼職先との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

2) 当期における主な活動状況

取締役 前田 和美

当期に開催した取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当期に開催した委員会6回全てに出席いたしました。

取締役 澤村 環

当期に開催した取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当期に開催した委員会6回全てに出席いたしました。

取締役 飯村 幸生

2025年6月25日に就任以降、当期に開催した取締役会9回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、就任以降、当期に開催した委員会5回全てに出席いたしました。

常勤監査役 近藤 裕

当期に開催した取締役会12回全て、監査役会14回全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた豊富な知識・見地から意見を述べています。また、これとは別に常勤監査役として取締役及び会計監査人との面談及び意見交換を適宜行っております。

監査役 藤田 さえ子

2025年6月25日に就任以降、当期に開催した取締役会9回全て、監査役会10回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べています。また、これとは別に取締役との面談及び意見交換を適宜行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

①会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

②当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ・当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 36百万円 |
| ・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

(注) 1. 会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当する事項はございません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 内部統制システムの整備に関する基本方針及びその運用状況

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営における健全性と透明性を高め、会社の永続的な成長と高い収益力を追求するために、経営上の組織体制や仕組みを整備するものとし、法令及び定款に立脚した社内規程並びに各種マニュアルに基づき、それぞれの職務を適正に執行するものとする。

また当社は、内部監査部門として「監査室」を置き、当社及び子会社の事業活動全般にわたり業務監査を実施し、業務プロセスの適正性やその有効性、社内規程・ルールの遵守状況等について調査・指導を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に則り、文書などの保存・管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の所管業務に付随するリスク管理は各部門長が責任をもって行うものとし、全社的・組織横断的な業務プロセスに係るリスクは、相互牽制機能を持つ組織や規程により制度としてチェック・対応できる体制としている。なお、重大な災害や事故が発生した場合は、社長が「緊急対策会議」を招集し迅速に対応する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、業務執行体制の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、その役割と責任を明確にしている。

当社及び子会社の職務執行については、職務分掌や稟議事項・決裁権限などを定めた社内規程に則り、各役員並びに部門長が自己の分掌範囲について責任をもって行う体制とする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体を一体化した制度・規程で運営し業務の適正水準を確保している。また、子会社は当社の主要会議に出席し、基本方針・基本政策を共有している。なお、業績については定期的に、業務上重要な事象が発生した場合は都度、当社へ報告する体制としている。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて内部監査部門である監査室がこれを補佐する。補佐する業務に関しては、取締役の指揮命令を受けない。

⑦監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対しては、取締役会への出席により重要な業務の執行状況について報告を受ける体制を採っている他、監査室による内部監査状況の概要報告を適時行う。また、当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又は法令・定款に違反する重大な事実等を知った場合は、速やかに監査役にこれを報告するものとし、その報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないものとする。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用等の処理については、速やかに処理を行う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用しております。当社ではグループ全体を一体化した制度・規程により運用することで業務の適正水準の確保に努めるとともに、内部監査部門による業務監査、重大なリスクに関する監査役への独立した報告体制による運用、取締役会での内部統制に関する運用状況の報告を実施しております。

(注) 事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	152,881	流 動 負 債	73,198
現金及び預金	61,409	買掛金	17,103
受取手形	806	電子記録債務	27,179
売掛金	34,783	短期借入金	4,340
電子記録債権	35,451	未払法人税等	4,713
商品及び製品	10,115	その他	19,861
仕掛品	4,083	固 定 負 債	15,628
原材料及び貯蔵品	5,829	再評価に係る繰延税金負債	2,693
その他	408	退職給付に係る負債	12,173
貸倒引当金	△6	その他	761
固 定 資 産	132,271	負 債 合 計	88,826
有 形 固 定 資 産	106,557	(純資産の部)	
建物及び構築物	22,789	株 主 資 本	183,248
機械装置及び運搬具	15,306	資 本 金	26,356
工具、器具及び備品	8,995	資 本 剰 余 金	30,734
土地	42,517	利 益 剰 余 金	126,497
建設仮勘定	16,948	自 己 株 式	△340
無 形 固 定 資 産	3,509	その他の包括利益累計額	13,077
投資その他の資産	22,204	その他有価証券評価差額金	8,411
投資有価証券	15,814	土地再評価差額金	1,697
繰延税金資産	3,613	退職給付に係る調整累計額	2,968
その他	2,784	純 資 産 合 計	196,325
貸倒引当金	△8	負 債 純 資 産 合 計	285,152
資 産 合 計	285,152		

連結損益計算書 (自2025年4月1日至2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		252,756
売 上 原 価		162,626
売 上 総 利 益		90,129
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		71,046
営 業 利 益		19,083
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	250	
受 取 配 当 金	473	
そ の 他	100	824
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	42	
製 品 安 全 対 策 費 用	29	
そ の 他	83	230
経 常 利 益		19,677
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	400	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,995	2,395
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	668	
固 定 資 産 売 却 損	116	
減 損 損 失	54	
シ ス テ ム 障 害 対 応 費 用	68	908
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		21,164
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,823	
法 人 税 等 調 整 額	△732	6,090
当 期 純 利 益		15,073
親会社株主に帰属する当期純利益		15,073

連結株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	26,356	30,734	127,961	△17	185,036
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△6,616		△6,616
親会社株主に帰属する当期純利益			15,073		15,073
自己株式の取得				△10,499	△10,499
自己株式の消却			△10,176	10,176	－
土地再評価差額金の取崩			255		255
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△1,464	△323	△1,787
当連結会計年度末残高	26,356	30,734	126,497	△340	183,248

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	7,223	1,952	296	9,472	194,509
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△6,616
親会社株主に帰属する当期純利益					15,073
自己株式の取得					△10,499
自己株式の消却					－
土地再評価差額金の取崩					255
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	1,187	△255	2,671	3,604	3,604
当連結会計年度変動額合計	1,187	△255	2,671	3,604	1,816
当連結会計年度末残高	8,411	1,697	2,968	13,077	196,325

計算書類

貸借対照表 (2026年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	153,429	流 動 負 債	72,864
現 金 及 び 預 金	61,407	電 子 記 録 債 務	27,179
受 取 手 形	806	買 掛 金	16,978
売 掛 金	34,761	短 期 借 入 金	4,340
電 子 記 録 債 権	35,451	未 払 金	3,188
商 品 及 び 製 品	10,135	未 払 法 人 税 等	4,700
仕 掛 品	3,973	未 払 費 用	13,628
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,691	契 約 負 債	274
そ の 他	1,208	預 り 金	194
貸 倒 引 当 金	△6	そ の 他	2,381
固 定 資 産	132,303	固 定 負 債	19,869
有 形 固 定 資 産	104,405	再評価に係る繰延税金負債	2,693
建 物 及 び 構 築 物	22,351	退 職 給 付 引 当 金	16,414
機 械 及 び 装 置	14,338	そ の 他	761
車 両 運 搬 具	240	負 債 合 計	92,734
工 具 、 器 具 及 び 備 品	8,662	(純資産の部)	
土 地	41,993	株 主 資 本	182,890
建 設 仮 勘 定	16,818	資 本 金	26,356
無 形 固 定 資 産	3,507	資 本 剰 余 金	30,719
ソ フ ト ウ エ ア	1,224	資 本 準 備 金	30,719
そ の 他	2,283	利 益 剰 余 金	126,154
投 資 そ の 他 の 資 産	24,390	利 益 準 備 金	2,962
投 資 有 価 証 券	15,814	そ の 他 利 益 剰 余 金	123,192
関 係 会 社 株 式	864	株 主 配 当 積 立 金	20
出 資 金	61	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,610
繰 延 税 金 資 産	4,939	特 別 償 却 準 備 金	1
そ の 他	2,718	別 途 積 立 金	39,791
貸 倒 引 当 金	△8	繰 越 利 益 剰 余 金	81,767
資 産 合 計	285,733	自 己 株 式	△340
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,108
		その他有価証券評価差額金	8,411
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,697
		純 資 産 合 計	192,999
		負 債 純 資 産 合 計	285,733

損益計算書 (自2025年4月1日至2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		252,755
売 上 原 価		162,983
売 上 総 利 益		89,771
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		70,787
営 業 利 益		18,984
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	250	
受 取 配 当 金	473	
そ の 他	97	820
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	42	
製 品 安 全 対 策 費 用	29	
そ の 他	67	214
経 常 利 益		19,590
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	400	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,995	
子 会 社 清 算 益	266	2,661
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	655	
固 定 資 産 売 却 損	116	
減 損 損 失	54	
シ ス テ ム 障 害 対 応 費 用	68	895
税 引 前 当 期 純 利 益		21,356
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,793	
法 人 税 等 調 整 額	△761	6,031
当 期 純 利 益		15,325

株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金								
		資 本 準 備 金	利益 準 備 金	その他利益剰余金							
				株主配当 積立金	固定資産 圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当期首残高	26,356	30,719	2,962	20	1,673	2	39,791	82,916	△17	184,425	
当期変動額											
剰余金の配当								△6,616		△6,616	
当期純利益								15,325		15,325	
固定資産圧縮積立金の取崩					△62			62		－	
特別償却準備金の取崩						△0		0		－	
自己株式の取得									△10,499	△10,499	
自己株式の消却								△10,176	10,176	－	
土地再評価差額金の取崩								255		255	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	△62	△0	－	△1,148	△323	△1,535	
当期末残高	26,356	30,719	2,962	20	1,610	1	39,791	81,767	△340	182,890	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7,223	1,952	9,176	193,601
当期変動額				
剰余金の配当				△6,616
当期純利益				15,325
固定資産圧縮積立金の取崩				－
特別償却準備金の取崩				－
自己株式の取得				△10,499
自己株式の消却				－
土地再評価差額金の取崩				255
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,187	△255	932	932
当期変動額合計	1,187	△255	932	△602
当期末残高	8,411	1,697	10,108	192,999

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

タカスタンダード株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

大阪オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 一 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカスタンダード株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカスタンダード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関し責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

タカラスタンダード株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

大阪オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 一 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカラスタンダード株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第152期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

タカラスタンダード株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 近 藤 裕

常 勤 監 査 役 波 田 博 志

監 査 役 藤 田 さ え 子

(注) 常勤監査役 近藤 裕及び監査役 藤田さえ子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内図

大阪市城東区鳴野東1丁目2番1号
タカラストانダード株式会社
本社南館4階会議室



※公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

タカラストانダード株式会社

お問合せ先 本社管理本部法務部
電話 06-6167-8510

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。